

愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領

(趣旨)

第1 愛知県及び別表1及び別表6に掲げる市町村（以下「参加市町村」という。）が共同して実施する移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2 愛知県が策定した「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び参加市町村が策定した「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（市町村デジタル田園都市国家構想総合戦略、以下「地方版総合戦略」という。）に基づき、愛知県外からの移住・定住の促進及び県内中小企業等における人手不足の解消に資するため、愛知県と参加市町村が共同して、移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、愛知県と参加市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金（以下「交付金」という。）の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、参加市町村の協力を得て、愛知県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業の概要は、以下のとおりとする。

1 移住支援事業

マッチング支援事業及び愛知県が別に実施する「あいちスタートアップ創業支援事業」（以下「創業支援事業」という。）と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、愛知県と居住地の参加市町村が協働して移住支援金を支給する。

2 マッチング支援事業

愛知県は、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）を開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、参加市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等の求人広告をマッチングサイトへ掲載するほか、当該中小企業等に対して求人広告の作成を支援する。

3 地方就職学生支援事業

東京圏内に居住し、かつ本部が東京都内にある大学の東京圏内のキャンパスに在学する学生で、卒業後、愛知県内に移住かつ就職する者に対して、愛知県と居住地の参加市町村が協働して地方就職支援金を支給する。

(移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業)

第5 移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

愛知県は、事業の制度設計・全体管理、交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、参加市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、参加市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給等に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給対象

参加市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②から⑤までの要件のいずれか1つを満たす就職又は起業等をした者からの申請に基づき、移住支援金を支給するものとする。なお、(2) ⑤に定める世帯向けの移住支援金を申請する場合にあっては、⑥の要件を満たす申請者に移住支援金を支給するものとする。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の全てに該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- c 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として前記a及びbに規定する本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 別表1に掲げる移住支援事業の参加市町村に転入したこと。
- b 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- c 転入先の参加市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 15 日愛知県条例第 34 号。以下「条例」という。）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、愛知県及び転入先市町村が認める場合を除く。
- d その他愛知県又は申請者の居住する参加市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

I 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。ただし、①（イ）a の転入先が別表 2 に掲げる市町村の場合は勤務地（就業場所）も転入先と同じ市町村に所在すること。
- (イ) 転入日時点で満 50 歳以下であること。
- (ウ) 就業先が、愛知県又はその他の道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて 2 (1) ①に示す対象法人等又は愛知県以外の道府県が運営するマッチングサイトにおいて移住支援金対象としている法人等に就業し、申請時において当該法人等に就業していること。
- (オ) 求人への応募日が、マッチングサイトに（ウ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

II 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、別表 3 に掲げる市町村に転入した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。ただし、①（イ）a の転入先が別表 2 に掲げる市町村の場合は勤務地（就業場所）も転入先と同じ市町村に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職するこ

とが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

別表4に掲げる市町村に転入し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (ウ) 所属先企業において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者としてテレワークにより就業している（原則、恒常に通勤しない）こと。

④ 関係人口に関する要件

愛知県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、別表1に掲げる移住支援事業の参加市町村に転入し、転入先の市町村が個別に定める要件に該当すること。

⑤ 起業に関する要件

創業支援事業における「起業支援金」の交付決定を受けていること。

⑥ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（2）申請・支給の決定・支給等

① 申請

移住支援金の支給を希望する者は、愛知県移住支援金支給申請書（様式1）、本人確認書類及び（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類を、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに規定する期間内に転入先の参加市町村（以下「転入先市町村」という。）に提出するものとする。なお、移住就業者及びテレワーカーは、就業先の就業証明書（様式2-1又は2-2）を併せて提出すること。

（ア）移住就業者

（1）②の要件に該当する申請者にあっては、申請時において、転入後1年以内であり、かつ、就業先の法人等に就業していること。

（イ）テレワーカー及び関係人口

（1）③又は④の要件に該当する申請者にあっては、申請時において、転入後1年以内であること。

（ウ）移住起業者

（1）⑤の要件に該当する申請者にあっては、申請時において、転入後1年以内であり、かつ、次のa又はbのいずれかに規定する要件を満たしていること。

と。

a 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。

b 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。

② 支給の決定

①の申請を受理した転入先市町村は、当該申請が（1）の要件を満たしているか否かを審査し、移住支援金の支給又は不支給の決定を行うとともに、決定した内容を愛知県移住支援金支給決定通知書（様式3-1）又は愛知県移住支援金不支給決定通知書（様式3-2）により当該申請者に通知するものとする。

③ 支給請求

②の支給決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、転入先市町村が別に指定する期限までに、愛知県移住支援金請求書（様式4）を転入先市町村へ提出するものとする。

④ 支給

③の請求書を受理した転入先市町村は、移住支援金を請求者に支給するものとする。

⑤ 支給額

移住支援金の支給額は、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円とする。なお、別表5-1に掲げる市町村に18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算し、別表5-2に掲げる市町村に18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

⑥ 支給方法

移住支援金は、申請者の指定する金融機関へ口座振込みの方法により支給するものとする。

⑦ 申請の撤回

申請者は、申請書が受理された後に申請を撤回するときは、遅滞なく、愛知県移住支援金支給申請撤回届出書（様式5）を転入先市町村に提出するものとする。

⑧ 支給決定通知書の再交付

（ア）再交付の申請

受給者は、移住支援金の支給決定を受けた後、紛失等の理由により支給決定通知書の再交付を必要とするときは、愛知県移住支援金支給決定通知書再交付申請書（様式3-3）を転入先市町村に提出しなければならない。

（イ）再交付の決定

①の申請を受理した転入先市町村は、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに愛知県移住支援金支給決定通知書【再交付】（様式3-4）により、申請者に交付する。

（3）住居等の変更に係る届出

① 受給者

（ア）定期

受給者は、移住支援金を申請した日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過した各時点において、（2）①に規定する愛知県移住支援金支給申請

書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】(様式6-1)により転入先市町村に届け出るものとする。

(イ) 随時

受給者は、愛知県移住支援金支給申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、(ア)の届出時期に関わらず、遅滞なく、愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】(様式6-1)により転入先市町村に届け出るものとする。

② 受給者が就業する法人等

(ア) 定期

(1) ②に基づく受給者が就業する法人等は、移住支援金を申請した日から起算して1年を経過した時点において、(2)①に規定する就業証明書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(様式6-2)により転入先市町村に届け出るものとする。

(イ) 随時

受給者が就業する法人等は、就業証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、(ア)の報告時期に関わらず、遅滞なく、愛知県移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(様式6-2)により転入先市町村に届け出るものとする。

(4) 移住支援金の返還

転入先市町村は、受給者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合、当該受給者に移住支援金の全額または半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛知県及び転入先市町村が認めた場合はこの限りではない。

また、返還を請求する市町村は、愛知県移住支援金返還通知書(様式7)により当該受給者に通知するものとする。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に転入先市町村から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合((1)②に基づく受給者のみ)

(エ) (1)②I(ア)ただし書又はII(ア)ただし書に規定する要件に該当する受給者の勤務地(就業場所)が、移住支援金の申請日から1年以内に転入先市町村以外へ変更となった場合

(オ) 創業支援事業における「起業支援金」の交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転入先市町村から転出した場合

(5) 移住支援金の返還免除

① 免除の申請

受給者は、(4)に規定する返還要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、愛知県移住支援金返還免除申請書(様式8)及び返還免除理由を証する書類により返還の免

除を申請できるものとし、(3)①に規定する届出書と併せて転入先市町村に申請書等を提出するものとする。

② 免除の要件

転入先市町村は、受給者から返還の免除申請があったときは、返還要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合、愛知県の同意を得た上で、移住支援金の返還を免除できるものとする。

③ 愛知県の同意

①の申請を受理した転入先市町村は、返還免除の可否を決定後、愛知県移住支援金返還免除等同意申請書（様式9）により、その決定内容について愛知県の同意を求めるものとする。

また、愛知県は、当該市町村から同意を求められたときは、同意の可否を愛知県移住支援金返還免除等同意通知書（様式10-1）又は愛知県移住支援金返還免除等不同意通知書（様式10-2）により当該市町村へ通知するものとする。

④ 免除決定等の通知

①の申請を受理した転入先市町村は、③による愛知県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を愛知県移住支援金返還免除承認通知書（様式11-1）又は愛知県移住支援金返還免除不承認通知書（様式11-2）により当該申請者に通知するものとする。

(6) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

参加市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに愛知県に共有することとする。

また、愛知県は、創業支援事業における「起業支援金」の交付決定に関する情報について、速やかに参加市町村に共有することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

愛知県は、次の①に定める要件を満たす移住支援金対象法人等の求人情報を掲載する等のため、「あいちU I Jターン支援センター」のホームページを改修し、第4の2に規定するマッチングサイトとして開設・運営する。

① マッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人等の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 地方版総合戦略に掲げる産業力強化及び地域活性化等に資する業種又は人手不足が顕著である業種として、別紙に掲げる業種に該当する法人等であること。

(イ) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人等又は地方公共団体から補助を受けている法人等を除く。）でないこと。

(ウ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人等であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人等を除く。）でないこと。

(エ) みなし大企業でないこと。

- (オ) 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人等（勤務地限定型社員を採用する法人等を除く。）ではないこと。
- (カ) 勤務地（就業場所）が愛知県内に所在すること。
- (キ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (ク) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (ケ) 条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等でないこと。

(2) マッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人等の選定

愛知県は、以下の申請が（1）①の要件に該当すると認めるときは、マッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人等としての登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金対象法人等の登録申請者は、申請書（様式12）に加え、（1）①の要件に該当することを証する書類を、愛知県がマッチングサイトの運営を委託する事業者（以下「サイト運営事業者」という。）に提出する。

② 登録

サイト運営事業者は、①の申請が（1）①の要件に該当することを確認した後、愛知県の承認の下に、速やかに移住支援金対象法人等の登録を行うものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

愛知県は、（2）②に基づき登録を行った移住支援金対象法人等が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、必要に応じて、以下の取組を行うものとする。

- ① 愛知県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー等の開催
- ② 愛知県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援
- ③ 愛知県が委託した人材紹介会社等による、地域金融機関、経済団体等に対する地域における採用活動（求人広告・採用ページ作成等）支援者の養成のための研修会の開催

(4) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

愛知県は、マッチング支援事業における対象法人等及び掲載求人情報について、参加市町村に共有することとする。

3 地方就職学生支援事業

愛知県は、事業の制度設計・全体管理、交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、参加市町村は、地方就職支援金の申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職支援金の支給等に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 地方就職支援金の支給対象

参加市町村は、①及び②の要件を満たす就業をした者からの申請に基づき、地方就職支援金を支給するものとする。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）の全てに該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（以下「交通費」という。）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- b 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 愛知県内に移住したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、勤務地（就業場所）が愛知県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- b 在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に上記内定企業に就職し、別表6に掲げる地方就職学生支援事業の参加市町村に転入する意思を有していること。
- c 支援金の申請時において、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- d 転入先の参加市町村への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他愛知県又は申請者の居住する参加市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- （ア）勤務地（就業場所）が愛知県内に所在する企業等に、①（ア）aの要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- （イ）勤務地（就業場所）が愛知県内に所在すること。
ただし、①（イ）dの転入予定先が別表7に掲げる市町村の場合は勤務地（就業場所）が、転入先市町村の定める地域内に所在すること。
- （ウ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- （エ）条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等でないこと。

- (オ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (カ) 交通費の申請に当たっては、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (キ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (ク) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(2) 申請・支給の決定・支給等

① 申請

地方就職支援金の支給を希望する者は、愛知県地方就職支援金支給申請書（様式13）及び添付資料（様式13別紙1から別紙3まで）、就業・内定証明書（様式14）、本人確認書類及び（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類を、卒業後に就職する企業の内定後から転入先市町村が別に指定する期限までに、転入先市町村に提出するものとする。

② 支給の決定

①の申請を受理した転入先市町村は、当該申請が（1）の要件を満たしているか否かを審査し、地方就職支援金の支給又は不支給の決定を行うとともに、決定した内容を愛知県地方就職支援金支給決定通知書（様式15-1又は愛知県地方就職支援金不支給決定通知書（様式15-2）により当該申請者に通知するものとする。

③ 支給請求

②の支給決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、転入先市町村が別に指定する期限までに、愛知県地方就職支援金請求書（様式16）を転入先市町村へ提出するものとする。

④ 支給

③の請求書を受理した転入先市町村は、地方就職支援金を請求者に支給するものとする。

⑤ 支給額

地方就職支援金の支給額は、次のとおりとする。

(ア) 交通費

最大12千円

(イ) 移住に係る経費（以下「移転費」という。）

最大81.5千円

⑥ 支給回数

交通費、移転費それぞれ1人1回を限度とする。

⑦ 支給方法

地方就職支援金は、申請者の指定する金融機関へ口座振込みの方法により支給するものとする。

⑧ 申請の撤回

申請者は、申請書が受理された後に申請を撤回するときは、遅滞なく、愛知県

地方就職支援金支給申請撤回届出書（様式 17）を転入先市町村に提出するものとする。

⑨ 支給決定通知書の再交付

（ア）再交付の申請

受給者は、地方就職支援金の支給決定を受けた後、紛失等の理由により支給決定通知書の再交付を必要とするときは、愛知県地方就職支援金支給決定通知書再交付申請書（様式 15-3）を転入先市町村に提出しなければならない。

（イ）再交付の決定

①の申請を受理した転入先市町村は、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに愛知県地方就職支援金支給決定通知書【再交付】（様式 15-4）により、申請者に交付する。

（3）住居等の変更に係る届出

① 受給者

（ア）定期

受給者は、転入先市町村への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から起算して 1 年、 2 年、 3 年、 4 年及び 5 年を経過した各時点において、（2）①に規定する愛知県地方就職支援金支給申請書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに愛知県地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】（様式 18-1）により転入先市町村に届け出るものとする。

（イ）随時

受給者は、愛知県地方就職支援金支給申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、（ア）の届出時期に関わらず、遅滞なく、愛知県地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】（様式 18-1）により転入先市町村に届け出るものとする。

② 受給者が就業する法人等

（ア）定期

（1）②に基づく受給者が就業する法人等は、受給者が就業開始日から起算して 1 年を経過した時点において、（2）①に規定する証明書に記載されている就業条件や勤務地（就業場所）等に係る変更の有無を、速やかに愛知県地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】（様式 18-2）により転入先市町村に届け出るものとする。

（イ）随時

受給者が就業する法人等は、就業・内定証明書に記載されている就業条件や勤務地（就業場所）等の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、（ア）の報告時期に関わらず、遅滞なく、愛知県地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】（様式 18-2）により転入先市町村に届け出るものとする。

（4）地方就職支援金の返還

転入先市町村は、受給者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合、当該受給者に地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛知県

及び転入先市町村が認めた場合はこの限りではない。

また、返還を請求する市町村は、愛知県地方就職支援金返還通知書（様式19）により当該受給者に通知するものとする。

① 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請その他の不正な行為等により地方就職支援金の支給決定を受けたことが明らかになった場合
- (イ) 地方就職支援金の申請日から1年以内に、要件を満たす職への就業をしなかった場合
- (ウ) 地方就職支援金の申請日から1年以内に、申請先市町村に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く）
- (エ) 転入先市町村への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から3年未満に転入先市町村から転出した場合
- (オ) 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から3カ月以内に（1）②の要件を満たす愛知県内（（1）①（イ）dの転入先が別表7に掲げる市町村の場合は勤務地（就業場所）も転入先市町村が定める地域内）の別の企業に就業する場合は除く）
- (カ) (1) ② (イ) ただし書に規定する要件に該当する受給者の勤務地（就業場所）が、就業開始日から1年以内に転入先市町村が定める地域外へ変更となった場合

② 半額の返還

転入先市町村への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に転入先市町村から転出した場合

(5) 地方就職支援金の返還免除

① 免除の申請

受給者は、(4)に規定する返還要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、愛知県地方就職支援金返還免除申請書（様式20）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、(3)①に規定する届出書と併せて転入先市町村に申請書等を提出するものとする。

② 免除の要件

転入先市町村は、受給者から返還の免除申請があったときは、返還要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合、愛知県の同意を得た上で、地方就職支援金の返還を免除できるものとする。

③ 愛知県の同意

①の申請を受理した転入先市町村は、返還免除の可否を決定後、愛知県地方就職支援金返還免除等同意申請書（様式21）により、その決定内容について愛知県の同意を求めるものとする。

また、愛知県は、当該市町村から同意を求められたときは、同意の可否を愛知

県地方就職支援金返還免除等同意通知書（様式 22-1）又は愛知県地方就職支援金返還免除等不同意通知書（様式 22-2）により当該市町村へ通知するものとする。

④ 免除決定等の通知

①の申請を受理した転入先市町村は、③による愛知県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を愛知県地方就職支援金返還免除承認通知書（様式 23-1）又は愛知県地方就職支援金返還免除不承認通知書（様式 23-2）により当該申請者に通知するものとする。

（6）地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

参加市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに愛知県に共有することとする。

（事業実施期間）

第6 移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業の実施期間は、第3に基づき内閣総理大臣から認定された地域再生計画に記載する事業実施期間とする。

（財政措置）

第7 愛知県は、「愛知県首都圏人材確保支援事業費補助金交付要綱」に基づき、参加市町村が移住支援事業及び地方就職学生支援事業を実施するために必要な経費を補助するものとする。

（協力）

第8 愛知県と参加市町村は、移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

（雑則）

第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業の実施に必要な事項は、愛知県と参加市町村が協議して別に定める。

附 則

この要領は、平成 31（2019）年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和元（2019）年 5 月 21 日から実施する。

附 則

この要領は、令和元（2019）年 8 月 23 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 2（2020）年 4 月 1 日から実施する。ただし、第5の1（1）①（ア）の規定は、令和 2（2020）年 4 月 1 日以降の転入者について適用し、令和 2（2020）年 3 月 31 日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 3（2021）年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和3（2021）年4月1日から実施する。ただし、令和3（2021）年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4（2022）年4月1日から実施する。ただし、令和4（2022）年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5（2023）年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要領は、令和5（2023）年4月1日以降の転入者について適用する。
- 3 令和5（2023）年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6（2024）年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要領は、令和6（2024）年4月1日以降の転入者について適用する。
- 3 令和6（2024）年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7（2025）年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要領は、令和7（2025）年4月1日以降の転入者について適用する。ただし、地方就職学生支援事業については、令和7年（2025）年3月31日までの転入者についても適用する。
- 3 移住支援事業における令和7（2025）年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

別表 1

移住支援事業の参加市町村
名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市 、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

別表 2

移住支援事業において、移住者の居住地と就業先が同一市町村 であることを要件とする参加市町村
名古屋市、岡崎市、春日井市、豊川市、刈谷市、安城市、西尾市、犬山市、江南市、稲沢市、新城市、大府市、高浜市、豊明市、日進市、北名古屋市、長久手市、東郷町、大口町、扶桑町、蟹江町、豊根村

別表 3

移住支援事業において、専門人材を支給対象とする参加市町村
名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、江南市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、東浦町、南知多町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

別表 4

移住支援事業において、テレワーカーを支給対象とする参加市町村
豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、碧南市、豊田市、蒲郡市、新城市、東海市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、田原市、清須市、あま市、扶桑町、東浦町、南知多町、美浜町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

別表 5—1

移住支援事業において、子育て世帯への加算を適用する参加市町村 (18歳未満の世帯員1人につき100万円)
名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、みよし市、あま市、東郷町、扶桑町、飛島村、東浦町、南知多町、東栄町

別表 5—2

移住支援事業において、子育て世帯への加算を適用する参加市町村 (18歳未満の世帯員1人につき30万円)
春日井市、田原市、蟹江町*、美浜町、豊根村

* 1世帯当たり2人までを支給対象とする。

別表 6

地方就職学生支援事業の参加市町村
名古屋市、豊橋市、一宮市、豊川市、津島市、碧南市、蒲郡市、稲沢市、新城市、豊明市、日進市、田原市、あま市、美浜町

別表 7

地方就職学生支援事業において、移住者の居住地と就業先が同一市町村 であることを要件とする参加市町村
名古屋市*、豊川市、蒲郡市、稲沢市、新城市、豊明市、日進市

*ただし、本店又は主たる事務所が名古屋市内に所在する法人等に就職することが内定している場合は、勤務地（就業場所）が愛知県内に所在するのであれば、就業に関する要件を満たすものとする。